

がん教育部会及びがん患者の就労等部会における検討内容について

1 がん教育部会

(1) 開催期日 平成29年2月2日(木)

(2) 検討内容

①各関係機関の取組の把握

- 国
 - ・がん対策推進基本計画(平成24年6月閣議決定)を踏まえて、5年以内に検討結果に基づく教育活動の実施を目標としている
 - ・平成28年12月に改正されたがん対策基本法において、「がん患者における学習と治療との両立」、「がんに関する教育の推進」の項目が新たに設けられた。
 - ・がんの教育総合支援事業の実施(H28:26道府県・指定都市)
- 県
 - ・小中高生を対象に、女性特有がんに関する出前講座の実施(平成28年度実績 8校8回)
- 教育委員会
 - ・学習指導要領に掲げる病気の予防や望ましい生活習慣に関する教育の実施、がんの教育総合支援事業の実施

②今後取り組むべき対策

- 県
 - ・学習指導要領の次期改訂までの小中高生に対するがん教育出前講座の継続実施
 - ・県教育委員会に対するがん教育に関する医療面でのノウハウ・人的資源等の提供の検討
- 教育委員会
 - ・がんの教育総合支援事業の継続実施

2 がん患者の就労等部会

(1) 開催期日 平成29年1月27日(金)

(2) 検討内容

①各関係機関の取組の把握

- 国
 - ・平成28年12月に改正されたがん対策基本法において、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるための「事業主の責務」や、国及び地方公共団体が行う「がん患者の雇用の継続等」の項目が新たに設けられた。
 - ・ハローワークが拠点病院等と連携して行う「がん患者等に対する就職支援事業」を全国展開
- 県
 - ・「仕事とがん治療の両立支援のポイント」の改訂
 - ・就労支援モデル事業の実施(平成28年度実績3回)
- 拠点病院
 - ・社会保険労務士を招いての拠点病院及び県指定病院の相談支援員に対する就労支援に関する研修の実施(埼玉県がん診療連携協議会相談支援作業部会)

- ・大宮ハローワーク職員によるにおける出張就労相談の実施
（県立がんセンター）
- ・社会保険労務士及びフィナンシャルプランナーによる個別相談会の開催（県立がんセンター）

②今後取り組むべき対策

- 県
 - ・企業に対して、がん患者の就労に関する正しい理解の働きかけとして、がん治療と仕事の両立支援に絞った情報提供
- 拠点病院
 - ・相談支援センターの機能向上として、就労に関する相談に対する能力の向上